

# 茨城県報 第5468号

昭和42年 1月16日

月 曜 日

(明治35年 3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

### 告 示

- 養護老人ホームへの収容，養護委託並びに葬祭措置の費用……………1
- 児童福祉法施行細則に基づく措置等の費用基準……………1
- 国民健康保険医の登録……………2
- 結核予防法に基づく医療機関の指定……………2
- 結核予防法に基づく医療機関の辞退……………2
- ニューカッスル病予防の移入禁止区域等の一部改正……………3
- 木材業者等の登録……………3
- 上郷地区土地改良事業の認可……………3

ページ

- 三、富田地区土地改良事業の縦覧……………3
- 土地配分計画(2件)……………4
- 塙昇ほか4名土地改良事業の認可……………4
- 道路の区域変更(2件)……………5
- 道路の供用開始(2件)……………6

### (人事委員会)

- 管理職手当支給額の特例……………6

### 公 告

- 青果市場の廃止……………7
- 土地立ち入り測量(3件)……………7
- 建築許可に関する聴聞……………8

## 告 示

### 茨城県告示第27号

昭和41年7月7日茨城県告示第895号で告示した養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの収容，養護委託並びに葬祭の措置に要する費用の一部を次のように改正し，昭和41年12月1日から適用する。

昭和42年 1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

生活費，事務費及び葬祭費の支弁月額等の算定基準 1 生活費(2)期末加算の表中「460円」を「525円」に，「415円」を「470円」に改める。

### 茨城県告示第28号

昭和35年5月6日茨城県告示第349号で告示した児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため，支出する費用の基準の一部を次のように改正し，昭和41年12月1日から適用する。

昭和42年 1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表1の(1)一般分(月額)の表中

精神薄弱 児施設	筑波学園	東茨城郡内原町鯉淵2508	乙	80	10,748	を
-------------	------	---------------	---	----	--------	---

精神薄弱 児施設	筑波学園	東茨城郡内原町鯉淵2508	乙	120	10,677	に
-------------	------	---------------	---	-----	--------	---

改める。

茨城県告示第29号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(以下「登録政令」という。)第7条第3項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、登録政令第9条の規定により公示する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

記号・番号	登録年月日	国保医名
茨国医 2283	37. 10. 1	稲村 一夫

茨城県告示第30号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により次のとおり医療機関を指定した。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

所在地	名称	指定年月日
古河市東2区279	秋葉病院	昭41. 11. 28
日立市若葉町1丁目1番9号	中山内科診療所	〃41. 12. 1
土浦市鷹匠町301	桜井医院	〃

茨城県告示第31号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づく、下記指定医療機関は同条第4項の規定によりその指定を辞退した。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名称	所在地	指定辞退年月日	事由
秋葉病院	古河市古河6277	昭41. 11. 27	病院移転, 開設者変更
桜井医院	土浦市鷹匠町301	〃41. 10. 31	開設者死亡のため

茨城県告示第32号

昭和41年11月10日茨城県告示第1430号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1. 移入禁止区域中 千葉県船橋市、印旛郡及び柏市を加える。

茨城県告示第33号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和42年1月16日

茨城県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第4種業者登録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 42. 1. 6	北振 第320号	高萩市大和町 4の17	有限会社 第1チップ工業	代表取締役 弓納持雄允	前記に同じ	住所に同じ	製 材 業 チ ッ プ 業

茨城県告示第34号

昭和41年8月9日付豊里総発第78号をもつて豊里町長久保田繁から申請のあつた上郷地区土地改良事業については昭和42年1月16日認可したから、土地改良法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第35号

昭和41年11月28日付で岩井町長吉原三郎から申請のあつた三、富田地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類

(1) 三、富田地区土地改良事業計画書

(2) 岩井町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

昭和42年1月24日から  
昭和42年2月13日まで (21日間)

3 縦覧の場所

岩井町役場

茨城県告示第36号

土地改良法第94条の8第1項の規定に基づき土地配分計画が作成されたから、同項及び第94条の9の規定に基づく土地改良法施行令第72条第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地区名	所在地			入植者		増反者		その他		備考
	郡	町村	字	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	
西の洲の1	稲敷	桜川村	下馬渡 浮島 地先	—	—	口	ha 429140.42	口	ha 1 8.45	

茨城県告示第37号

土地改良法第94条の8第1項の規定に基づき、土地配分計画が作成されたから、同項及び第94条の9の規定に基づく土地改良法施行令第72条第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地区名	所在地			入植者		増反者		その他		備考
	郡	町村	字	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	
余郷入の1	稲敷	江戸崎 町 美浦村	鳩間 端地 崎野 山先	—	—	口	ha 270154.20	口	ha 1 7.77	

茨城県告示第38号

昭和41年10月1日付で鹿島郡銚田町大字畑田237号昇ほか4名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)については、土地改良法第95条第1項の規定により昭和42年1月9日認可した。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年 1 月 16 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年 1 月 16 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 51号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
鹿島郡旭村大字勝下新田字堺掘 136番地地先から	旧	メートル 5.5 } 11.0	メートル 245.0	37国補改良第2号 工事
鹿島郡旭村大字子生字南町 394 番地の1地先まで	新	8.0 } 14.0	347.0	

茨城県告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年 1 月 16 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年 1 月 16 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 鹿田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字上富田字沢田 17番地の2地先から	旧	メートル 4.8 } 11.0	メートル 517.0	35単県局改第47号 工事
鹿島郡鉾田町大字上富田字長久 保橋下431番地地先まで	新	8.0 } 18.0	472.0	

茨城県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和42年1月16日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 一般国道51号線

2 使用開始の区間

鹿島郡旭村大字勝下新田字堺掘136番地地先から

鹿島郡旭村大字子生字南町394番地の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和42年1月16日

茨城県告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和42年1月16日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 県道鹿田玉造線

2 使用開始の区間

鹿島郡銚田町大字上富田字沢田17番地の2地先から

鹿島郡銚田町大字上富田字長久保橋下431番地地先まで

3 供用開始の期日 昭和42年1月16日

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)別表第34の規定に基づき、管  
理職手当の支給を受ける職員のうち、人事委員会が指定する者およびその者の管理職手当の支給額  
を次のように定め、昭和42年1月1日から適用する。

昭和42年1月16日

茨城県人事委員会委員長 木 村 凡 夫

人事委員会が指定する者		管理職手当の支給額
任命権者	支給対象職	
知 事	蚕業指導所長	給料月額の $\frac{8}{100}$ に相当する額

## 公 告

### ●青果市場の廃止について

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第15条の規定により、下記市場から廃止届が提出されたので、同条例第16条の規定により公告する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 記

市 場 名	所 在 地	許 可 番 号	廃 止 年 月 日
谷 原 青 果 市 場	筑波郡伊奈村青木58	39南振指令第 1 号	昭和41年12月31日
大 柏 青 果 市 場	北相馬郡守谷町大字大柏	38南振指令第 297 号	昭和41年11月11日

### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 都市計画街路Ⅱ等2類4号線須和間豊岡線街路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡東海村大字須和間字久米田、横田、柵田、前原、下野、須和、おつば、柳原、表、台、下井戸、橋壁

〃 〃 大字村松字中島、中町、向雨沢、大雨沢、楡内、作の内、権現山、荒谷、北谷原、五反田、南谷原、釜付、道鎮、井戸子、洞の内

〃 〃 大字白方字城前、汝袋、堂下、宮下、島籠、中谷田、藤山下、沢頭、堀内、猿の内

〃 〃 大字豊岡字道上、亀町、沢目、遠目

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和42年1月20日から

昭和42年4月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 都市計画街路2等1類7号線駅前田中線首都圏道路整備事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
土浦市大字土浦, 田中, 虫掛, 佐の子, 上高津, 宍塚, 矢作, 飯田, 粕毛, 根本, 吉瀬, 新田
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和42年1月20日から  
昭和42年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系恋瀬川災害関連工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
新治郡八郷町大字柿岡字権水, 下川, 中根  
" " 大字上林字上川根  
" " 大字浦須字倉浦, 川岸, 峯前, 柳田, 江川
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和42年1月20日から  
昭和42年3月31日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和42年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 聴 聞 期 日 昭和42年1月20日午前11時  
聴 聞 場 所 石岡市石岡12783  
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。



原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの(工場の増築)

申請者住所氏名 石岡市石岡12783

筑波乳業K. K. 松 川 重 雄

建築物構造規模 鉄筋, 鉄骨造 2階建 $804.6m^2$ 増築 既存 $2474.4m^2$

原動機21IP増設 既設(大口)

建築物の位置 石岡市石岡12783

敷地面積  $8677.54m^2$

~~~~~

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

# ☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和40年5月1日から送料とも1カ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所